

委員質問・意見書

(2月16日) 受付分

( 高桑委員 )

● 東京電力HD(株) に対する 質問

**放射性物質を含む汚泥の引き取りに関して質問**

放射性物質を含む汚泥の引き取りに関して、貴社は 2016.3 に引き取る方向を示しながら、2018.12 引き取りは困難とし、この度新潟県が処理することとなりました。貴社に廃棄物処理の資格がないことが理由でした。昨年 12 月、福島原発事故由来の放射性廃棄物処理に関して、横須賀市は「米軍横須賀基地に保管されていたトモダチ作戦により生じた放射性廃棄物の横須賀基地からの搬出・処理について、東電が契約した廃棄物処理業者により処理する」と発表しました。

質問 ① 横須賀市の発表は事実ですか

② 事実だとしたら、新潟県の放射性物質を含む汚泥の処理に対して、東電が契約した廃棄物処理業者で処理する方法をとらなかったのは何故ですか

● 原子力規制庁 に対する 質問

**「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」再度質問**

昨年 12 月、福島第原発事故の作業で被曝した後に甲状腺がんになった 50 代の男性が労災認定されました。男性の累積の被ばく線量は 108mSv、約 100mSv が事故後の被ばくとのことでした。この事実を見ても、100mSv は、住民の被ばく線量のめやすとするには高すぎる数値ではないでし

ようか。2月にいただいた回答に関して質問します。

(1) 前回の質問「100mSv は成人にとって高い線量ではないか」に対する回答

「事前対策めやす線量を保守的に低く設定することは、放射線対策に偏重した緊急時計画の策定につながり、避難行動等、防護対策そのものの弊害を拡大する可能性があります」に関して

- 弊害を拡大する可能性の内容を具体的に示してください

(2) 前回の質問「極端な事故においても、被ばく線量が 100mSv/週を超えないことを求めるものではない」とは、「極端な事故の場合、被ばく線量が 100mSv/週を超えることがあり得るといふことか、複合災害による事故はどうか」に対する回答

「極端な事故としては、早期大規模放出のように、事故発生後、極めて短時間に大量の放射性物質が環境中に放出されるような事故が考えられます」に関して

- 6、7号機でこのような極端な事故が起きた場合、環境に放出される放射性物質による住民の被ばく線量はおよそ何Svになるのですか

(3) 回答「想定外の重大事故が発生した場合には、既に定められている防護措置に加えて追加の対策を実行するなど、その時点において取り得る最善の対策を講じることにより、可能な限り影響を緩和するよう取り組むこととなります」に関して

- 追加の対策は具体的にどのような対策なのですか
- 可能な限り影響を緩和した結果、100mSv/週を超える被ばくがあり得るのですか
- “極端な事故においても、被ばく線量が 100mSv/週を超えないことを求めるものではない” とのことですが、事故による住民の被ばく線量の上限は定めないのでですか

( 竹内委員 )

● 東京電力HD(株)、原子力規制庁 に対する 質問

- ① 原子炉の中に入れてある試験片を使って、どのようにして材料の強度の検査をするのですか？
- ② 稼働中の原発に注水する程度の温度変化で、試験片が割れた時には、耐久性がないと判断しますか？
- ③ 中越沖地震で被害を受け、さらに想定される負荷（基準地震動）を大きくした現状で、柏崎刈羽原発の構造の強度は計算だけで評価できるのですか？

● 原子力規制庁 に対する 質問

- ④ 原子炉の使用期間を40年から60年にのぼす際、原子炉の試験片は延長した20年間の分もあるのですか？また、構造上の強度を見るために新たに加わる項目がありますか？